

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく 派遣スタッフの待遇に関する労使協定

一般社団法人歯科サポートサービスかながわ（以下「甲」という。）と従業員から選出された代表者（以下「乙」という。）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

- 第1条 本協定は、派遣先で業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。
- 2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
 - 3 甲は、対象従業員についての労働契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

- 第2条 対象従業員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

（賃金の決定方法）

- 第3条 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1の「2」のとおりとする。
- (1) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、厚生労働省職業安定局長が通知する「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通知」という。）の別添に定める「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）」に基づき設定するものとする
 - (2) 通勤手当については、基本給及び賞与とは分離し、第6条のとおりとする。
 - (3) 地域調整については、通達に定める「地域指数」により調整するものとする。

第4条 対象従業員の基本給及び賞与は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

- (1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
- (2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること

Aランク：10年

Bランク：3年

Cランク：0年

2 甲は、第8条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、資金規程に準じて、法律の定めにしたがって支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。

第7条 対象従業員に対して、別表1の一般基本給・賞与等の額の6%の額を前払い退職金として支給する。

(賃金の決定に当たっての評価)

第8条 勤務評価は、年1回を原則とし、個別の契約に基づき実施するものとし、評価期間は1月～12月を翌1月に実施する。

2 派遣先で従事する職務又は本法人の職務に変更がある場合であって、勤務評価により当該新たな職務を遂行する能力があると評価された派遣スタッフは次の等級に昇給させる事ができる。

(賃金以外の待遇)

第9条 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とし、派遣従業員就業規則第38の規定を準用する。

(教育訓練)

第10条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「一般社団法人歯科サポートサービスかながわ教育訓練実施計画」にしたがって、着実に実施する。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、令和5年7月1日から平成7年6月30日までの2年間とする。

2023年7月1日

一般社団法人歯科サポートサービスかながわ 代表理事 松井 克之



一般社団法人歯科サポートサービスかながわ 従業員代表 森 淳



別表1 職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）
 歯科医師

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	122 歯科医師	通達に定める 職業安定業務 統計	2,461	2,860	3,091	3,177	3,399	3,721	4,710
2	地域調整	(神奈川県) 109.5	2,695	3,132	3,385	3,479	3,722	4,074	5,157
3	退職金（6%）		2,856	3,320	3,588	3,688	3,945	4,319	5,467

歯科衛生士

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	147 歯科 衛生士	通達に定める 職業安定業務 統計	1,244	1,446	1,562	1,606	1,718	1,881	2,381
2	地域調整	(神奈川県) 109.5	1,362	1,583	1,710	1,759	1,881	2,060	2,607
3	退職金（6%）		1,444	1,678	1,813	1,864	1,994	2,183	2,764

歯科助手

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	372 歯科助手	通達に定める 職業安定業務 統計	1,007	1,170	1,265	1,300	1,391	1,523	1,927
2	地域調整	(神奈川県) 109.5	1,103	1,281	1,385	1,424	1,523	1,668	2,110
3	退職金（6%）		1,169	1,358	1,468	1,509	1,615	1,768	2,237

別表2 対象従業員の基本給与額等の額
歯科医師

等級	業務内容	基本給	合計値	対応する 一般の 労働者の 平均的な 資金額	対応する 一般労働 者の能 力・経験
Aランク	上級者、経営層に対しての学術的、専門的な助言及び専門領域の歯科診療の対応が可能	4,500～	4500	4,319	10年
Bランク	中級者、一通りの仕事は自分で完結でき、診療において一定の基準以上の理解を持っている。	4,000～	4000	3,688	3年
Cランク	初級者 仕事に関して一般的な歯科診療が対応可能	3,000～	3000	2,856	0年

歯科衛生士

等級	業務内容	基本給	合計値	対応する 一般の 労働者の 平均的な 資金額	対応する 一般労働 者の能 力・経験
Aランク	上級者、経営層に対しての補佐、歯科の専門的な対応が可能	2,300～	2,300	2,183	10年
Bランク	中級者、一通りの仕事は自分で完結でき、歯科用語、業界に理解を持っている。	2,000～	2,000	1,864	3年
Cランク	初級者 仕事に関して一般的な歯科診療の対応可能 歯科用語に関して一定の理解がある。	1,500～	1,500	1,444	0年

歯科助手

等級	業務内容	基本給	合計値		対応する一般の労働者の平均的な賃金額	対応する一般労働者の能力・経験
Aランク	上級者、歯科医師又は歯科衛生士からの指示で効率よく正確な補助対応が可能	1800～	1,800	≧	1,768	10年
Bランク	中級者、歯科医師又は歯科衛生士からの指示により一通りの業務対応が可能	1550～	1,550		1,509	3年
Cランク	初級者 仕事に関して基本的な業務対応可能 歯科用語に関して一定の理解がある。	1200～	1,200		1,169	0年

(備考)

- 1 基本給額等は、基本給とする。労使協定第3条参照、
- 2 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するのに当たっては、月給を月の所定労働時間数に除して時間換算した額より比較するものとする。